

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしています！

埼玉県社会保障推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保障推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.7

09年2月25日発行



支援する会2月18日（水）浦和駅宣伝行動

支援する会 は、第七回口頭弁論に先立ち、浦和駅西口で、八時から九時の間、宣伝行動を行いました。十団体二十四人の参加で、八百枚のチラシを配布しました。

支援する会 今回は、新調したは、第七回口頭弁論に先立ち、浦和駅西口で、八時から九時の間、宣伝行動を行いました。十団体二十四人の参加で、八百枚のチラシを配布しました。

## ①住宅費不支給による損害について、

今回、原告側で提出した第六準備書面は、原告の損害についての争点整理として、前回に続き以下三点をあげ、パワーポイントで説明しました。

## 第七回口頭弁論の原告側要旨

「法定更新」とは、アパートなどを借りている際に、大家の都合で契約期間満了時に契約を更新しないことに対する場合、そのことが期間満了の六ヶ月以前一年以内の間に通知されておらず、且つ同じように住み続けているならば、期間満了後も従前の契約が続いていると見なすということです。その場合、賃料も従前の契約のままということになります。

## 裁判長より今後の裁判進行についての質問

二月十八日、第七回口頭弁論は、原告側からパワーポイントを使っての第六準備書面の説明終了後、裁判長から、原告側に引き続き争点整理を続けるかという質問があり

ました。それに対し原告側は、争点の整理はできだと考えているが、被告側の証明書には原告が争点であると指摘したことに対する争点ではないと述べているなど、まだ

裁判所が争点整理を行うことを希望すると述べました。これに対して、被告

側も弁論準備で争点を明確にしたいと述べましたがが、弁論準備は非公開となるため、原告側は公開の口頭弁論も引き続き行いたいと主張しました。

次回四月二十二日口頭弁論までに署名の積み上げを

# 次々回口頭弁論ではずみ

## 第八回口頭弁論と宣伝の日程

日 時：〇九年四月二十二日（水）

午前一〇時〇〇分～一〇時三〇分

傍聴の抽選は、九時三〇分です。

場 所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

\*時間は午前八時～午前九時

争点は、第一に法定更

新の成立の要件を満たしているかどうか、第二に、法定更新が成立している場合にも「賃貸借証明書」の提出が必要かどうかの二点になります。第一の点については、原告はもちろん要件を満たしていると主張しており、被告側は認否を曖昧にしています。

法定更新が成立していないれば従前の契約書で

賃料を確認することがで

きた、住宅費を支給すべきだつたと主張しています。

②葛飾区への転居後に受給できなかつた生活保護費の相当額について、

原告側は、被保護者が福祉事務所の管轄を越え

て転居する場合には、福祉事務所が被保護者が転居によって不利益を受け

ないよう配慮する義務を負うと主張しています。

また、この義務の違反が認められる要件は、転居時に被保護者が要保護状態であること、転居先への通知、被保護者への適切な助言を欠いたこと

であるとしています。

被告側は、被保護者が生活保護を受けないと

う意思表示をしたのであり、その場合は福祉事務所は原告が主張するよう

な義務は負わないと主張

しています。

争点は第一に、原告ら

が転居時に客観的に要保護状態にあつたかどうか、それを客観的具体的な調

査により福祉事務所が確

認し、自立可能性を確認

したか。第二に、原告ら

が転居後は生活保護を受

けないという任意かつ真

摯な意思表示があつたか

どうか。原告側は、転居

が転居後は生活保護を受

けないという任意かつ真摯な意思表示があつたか。原告側は、転居



### ③一連の被告の行為による精神的苦痛に対する慰謝料について

原告側は、平成十七年二月の申請時から平成十八年六月の生活保護開始時までの間に生活保護が

受給できなかつたことで、不當に最低生活費以下の生活を強いたこと、

第六回までの口頭弁論

は、傍聴者に多次駆けつけて頂き、抽選での傍聴

でしたが、前回は、抽選

がありませんでした。次

回、口頭弁論は、多次の

傍聴参加をよろしくお願

いいたします。

## 第八回口頭弁論は

為であるとは認めず、争う姿勢を見せていました。

被告側は第四準備書面と積み書を提出しました。

### 支援する会事務局からのお願い

#### 1. さいたま地方裁判所あて署名

「憲法で保障された生存権を守り生かすため 公正な審理と判決を求める要請書」

・次回口頭弁論 4月22日（水）まで

に1万筆をめざします。

署名用紙は、埼玉社保協ホームページに掲載

<http://www.shahokyo.org/>

#### 2. 宣伝行動への参加

4月22日（水）8時～9時

浦和駅西口

#### 3. 口頭弁論の傍聴

4月22日（水）10時～

さいたま地方裁判所 101法廷

・9時30分に抽選があります。裁判所前にお並びください。

#### 4. 口頭弁論終了後、報告集会への参加

・埼玉弁護士会館で、口頭弁論の内容説明が行われます。